

【会計・税制分野】

◆最優秀

「移転価格税制の適用における無形資産の取扱いについて」

久保田 幸（早稲田大学大学院法学研究科 東京国税局）

1. 本稿の目的

近年、多国籍企業が、日本での税負担の軽減を図る目的で、低税率国に所在する国外関連者に特許やブランド等の無形資産を低価で移転し、或は、国際的事業再編を繰り返すことによって、日本に所在する関連者から機能・リスクの引き剥がし等を行うタックスプランニングが存在すると言われている。

このようなタックスプランニングに対して、移転価格税制上の独立企業原則に基づくアプローチを行う場合には、本質的に特許等の無形資産はユニークさを特徴としており、また、関連者間でなされる事業再編の多くが、関連者間の「契約変更」に伴い生み出されたものであるがゆえに、比較対象取引を見出しにくいという問題が生じる。

加えて、国際的コンセンサスを得ている独立企業原則そのものについても、EU 域内において、一定の公式に基づいて所得の配分を決定するルールの確立を目指す動きがあり、また、独立企業原則の執行能力を十分に備えていない新興国においても、その執行可能性について問題を提起し始めてきていることから、その信頼性が揺らぎつつある。

こうした状況を踏まえ、本稿は、独立企業原則が、無形資産取引をはじめ比較対象取引の見出しにくい事案に対応するポテンシャルを有するものであるのか改めて検証するとともに、その検証結果に基づいて、日本は今後、いかなる対応措置を取り得るのか、その方向性を探ることを目的とする。

2. 本稿の構成とその概要

第1章では、比較対象取引の不存在が問題の根底にあると言われる日本の訴訟事件を概観する。その上で、無形資産を直接的に評価する手法の必要性、及び、経済的実質に基づき、税務当局が納税者の行った取引を否認再構築するアプローチの可否について論じ、日本における現行の移転価格税制の限界を指摘する。

第2章では、米国における近年の訴訟事件を題材として、無形資産の価値を直接評価する DCF 法（ディスカウントキャッシュフロー法）について、諸外国の動向等を踏まえた分析を行う。DCF 法については、投資家モデルを前提とすることにより、経済実態に即した所得配分を実現できる等の有用性を認める一方で、納税者と税務当局との間の情報の非対称性の問題や、算定の基礎となる仮定によってその結果が大きく異なる等の課題

があることについて指摘する。

第3章では、「独立企業原則は、時代によって刻々と変化する経済状況に適合するよう解釈と適用を柔軟に行うポテンシャルを有したものである」という仮説を立て、米国における独立企業原則の変遷、及び OECD（経済協力開発機構）が米国の考え方を共有するに至る過程を歴史的に分析することによって、仮説の立証を試みる。また、米国における独立企業原則の変遷を分析する中で、米国の移転価格税制には、変遷の過程で法形式の裏に隠れた経済的実質を尊重すべきという命題が存在してきたことを確認する。なお、独立企業原則のアンチテーゼと言われる定式配分方式に関しては、EU 域内の動向、新興国の抱える問題、主な定式配分論者の主張等を分析することによって、独立企業原則の代替となり得るものか考察する。

最後に、第4章では、第1章から第3章までの検討に基づき、現段階においては、中国やインドをはじめとする新興国を巻き込み、独立企業原則を維持することが最良の選択肢であると結論付けた上で、独立企業原則に軸足を置いた日本の移転価格税制のあるべき方向性を論じることとする。独立企業原則との整合性、主張立証責任の所在、文書化との関連性、納税者の予測可能性等の観点から、無形資産の移転後であっても対価の修正を求めるアプローチの是非について多角的に検討するとともに、取引の経済的実質を重視した課税のアプローチについて、私的自治の尊重を視野に入れた上での提言を試みる。
